

こども発達支援センター

こども発達支援センターでは、保育士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師、相談支援専門員をはじめとする専門職員がお子さんの発達などのご相談に対応しています。一人で悩まず、お気軽にご相談ください（相談料無料）。

お子さんのところやからだ、ことばの発達などについて心配なことや気になることはありませんか？



●どんなところ？-----

保護者と一緒に通っていただく中でお子さんの状況に合わせ、生活の中でのコミュニケーションや動作、集団生活などへの支援を関係機関の職員と一緒に考えながら行っています。

●どんなことをしているの？-----

■個別指導

お子さんの状況に応じて、保育士、作業療法士、言語聴覚士、公認心理師が個別に1回1時間程度の支援を行っています。

■グループ指導

小グループでの指導を実施しています。

■相談

お子さんの日常的な心配事や就園、就学に向けた相談を受けています（予約制）。

●気になっていませんか？-----

- * ことばの発達が遅いのが気になる
- * お座りや歩くことがなかなかできない
- * おもちゃや友達に関心を示さない
- * 落ち着きがなく、一つのことに集中しない
- * 指示や話の内容が理解できない
- * 関わりが難しい、育てにくさを感じる

児童福祉法に基づき以下の事業を実施しています。

- ・ 児童発達支援事業
- ・ 放課後等デイサービス事業
- ・ 保育所等訪問支援事業
- ・ 相談支援事業 など

Eメール、ホームページからお気軽にご相談ください。
メールアドレス：ryouiku@city.takikawa.lg.jp

こども発達支援センターの
ホームページはこちらから。



問合先 こども発達支援センター Tel.23-3361

令和7年度市税の納期のお知らせ 市税は定められた納期限までに納めましょう！

税 目	納付月		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
	納期限		4/30	6/2	6/30	7/31	9/1	9/30	10/31	12/1	1/5	2/2
市・道民税（普通徴収）					1期		2期		3期			4期
固定資産税・都市計画税			1期			2期		3期			4期	
軽自動車税（種別割）				全期								
国民健康保険税					1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期

▼納付場所

会計課（市役所1階）、江部乙支所、指定の金融機関（銀行、郵便局など）、コンビニエンスストア等で納付してください。休日・夜間は市役所当直室、コンビニエンスストア等で納付ができます。

- ・ 納付書を紛失した場合は、税務課、江部乙支所で再発行を受けてください。
- ・ スマートフォンを利用したキャッシュレス決済でも納付が可能です。

【注意】

北海道銀行と北洋銀行の窓口で納付される場合、**地方税統一QRコードが印字されていない納付書は、別途『取次手数料1件につき880円税込み』が発生します。**

問合先 税務課 Tel.28-8021